

●社会科学研究所、社会知性開発研究センター／社会関係資本研究センター

本学の2研究所がベトナム

社会科学研究所と交流協定

専修大学の研究諸機関とベトナム社会科学研究所(Vietnam Academy of Social Sciences)の二つの研究所が相次いで研究交流協定を結んだ。締結した機関は▽社会科学研究所(以下、社研) 所長(町田俊彦経済学部教授)とベトナム社会科学研究所東北アジア研究所▽社会知性開発研究センター(社会関係資本研究センター) (研究代表 原田博夫経済学部教授)と同学院社会学研究所。



ベトナム社会科学研究所と社会科学研究所の調印式。右が村上経済学部教授。左が社会科学研究所の調印式。右が社会科学研究所の調印式。左が社会科学研究所の調印式。

ベトナム社会科学研究所は、ベトナム政府に政府直轄の31研究機関が集合した巨大なシンクタンク。国内外の社会科学、人文科学、地域研究、国際関係領域を研究する。調印式は、ベトナム政府に策提言を行っている。東アジア研究所と社会科学研究所は、同学院の有力な研究所である。

結んだ東北アジア研究所は、日本研究センター、韓国研究センターなどをもち、極東アジアの地域研究、国際関係を研究対象としており、チャン・クアン・ミン所長以下、多くのスタッフを有している。調印式は2月6日、ベトナム社会科学研究所東北アジア研究所で行われた。翌7日は社会知性開発研究センター／社会関係資本研究センターと社会科学研究所との調印式。同研究所長アイ・クアン・ズン所長と原田代表に代



社会科学研究所とベトナム社会科学研究所の調印式。社会科学研究所長アイ・クアン・ズン(左)と社会科学研究所長アイ・クアン・ズン(右)が調印式を交わしている。

わりの村上俊介経済学部教授が協定書を交わした。社会科学研究所は常勤・非常勤を合わせて80人の研究者を擁するベトナム随一の社会科学関係の研究所。社会知性開発研究センターと社会科学研究所は、2010年からベトナムの社会関係資本について共同研究を行ってきた。これらの各機関との協定のきっかけは11年度にベトナムで在外研究を行った嶋根克己人間科学部教授が緊密な関係を構築してきたことによる。



専修大学一行は、今後のベトナム社会研究に備えるためにジェトロ・ハノイセンターを訪れた。渡部氏は現在ハノイ在住であるが本学育友会副会長を務めている。

情報通信研究センター 神奈川県「大学発・政策提案制度」に採択 研究プロジェクト

採択された5大学の代表者と共に黒岩祐治同県知事から表彰状を授与された。研究プロジェクトは「大規模災害時に携帯電話へエリアワイド配信を行うための臨時災害放送の設計と、県内市町村、放送局・情報通信連携によるマルチモータルな災害情報基盤の整備・制度化の推進」。

情報通信研究センターの研究プロジェクト(研究代表・福富忠和ネットワーク情報学部教授)が、2011年度の神奈川県「大学発・政策提案制度」(※)に採択された。研究期間は本年4月から1年間。2月10日、表彰式が神奈川県庁新庁舎で行われ、福富教授は、ほかに

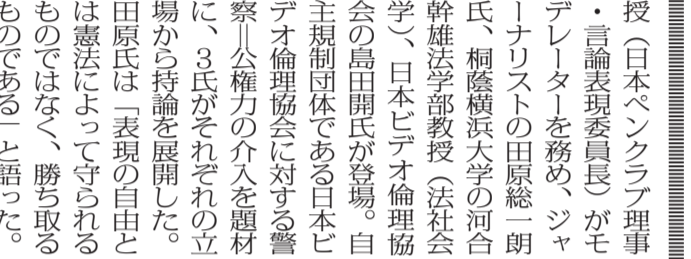


神奈川県「大学発・政策提案制度」に採択された研究プロジェクトのメンバー。研究期間は本年4月から1年間。

文・山田准教授 モデレーターに

パネルディスカッション 市民ら220人が聴講

社会科学研究所と日本ペンクラブ 専修大学社会科学研究所と日本ペンクラブ共催の公開シンポジウム「撮る『書く』『話す』のいま―自主規制と公権力介入を考える―」が3月1日、神田キャンパスで開催された。市民、学生、研究者ら220人が聴講した。各現場の最前線で活動する3人のパネリストが自主規制や公権力介入のあり方を考え、表現の自由が尊重される社会と



社会科学研究所と日本ペンクラブ共催の公開シンポジウム「撮る『書く』『話す』のいま―自主規制と公権力介入を考える―」の様子。パネリストの山田健太文学部准教授が意見を述べている。

授(日本ペンクラブ理事・言論表現委員長)がモデレーターを務め、ジャーナリストの田原総一郎氏、桐蔭横浜大学の河合幹雄法学部教授(法社会学)、日本ヒデオ倫理協会の島田開氏が登壇。自主規制団体である日本ヒデオ倫理協会に対する警察―公権力の介入を題材に、3氏がそれぞれの立場から持論を展開した。田原氏は「表現の自由とは憲法によって守られるものではなく、勝ち取るものである」と語った。

相馬学術奨励基金海外研究員に 青木章通経営学部教授

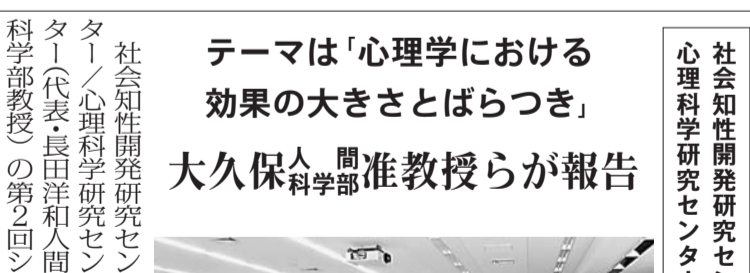
本学出身の若手研究者の海外派遣などを目的に設けられている2011年度相馬学術奨励基金による海外研究員に青木章通経営学部教授(平8院経営)が選ばれた。3月26日から1年間、米国シアトルのワシントン大学で、サービス産業における価格コントロールと収益性の関係について研究する。

依願退職

- 【3月31日付】
- 中西優美子法学部教授 (在職12年)
- 石川一雄法学部教授 (在職19年)
- 山腰京子経営学部教授 (在職10年)
- 熊倉広志商学部教授 (在職8年)
- 清水順子商学部准教授 (在職4年)
- 山内暁商学部准教授 (在職3年)
- ダラムヴァレリー文学部教授 (在職9年)

法学研究所・今村法律研究室シンポジウム

性暴力被害者支援などの性暴力対策について、特に刑事法分野からの改正をめざすシンポジウム「性暴力の実態を踏まえ今後の日本の性犯罪規定のあり方を展望する」アカデミーと市民とのコラボ(法学研究所・今村法律研究室主催)が、1月21日、神田キャンパスで開催され、一般市民、学生のほか、報道関係者や支援関係者など約100人が参加した。まず、主催者側を代表して森住信人法学部講師が開会のあいさつ。総合司会を務めた柳本祐加子中京大学法科大学院教授の企画趣旨説明に続き、岩井宜子法科大学院教授が「今後の日本の性犯罪規定のあり方を展望する」をテーマに基調講演を行い、日本の性犯罪法の現状と課題について概説した。



岩井宜子法科大学院教授が講演している様子。テーマは「心理学における効果の大きさ」とばらつき。大久保人科学部准教授らが報告。

2人が、「心理学における統計改革」をテーマに、その制度の変化や現状について、今年度の研究報告を行った。3人の専門家による講演では▽井関龍太日本学術振興会特別研究員(実験心理学者)としての効果量▽山形伸二独立行政法人大学入試センター特任助教(行動遺伝学からみた効果量―遺伝子と環境はどのように個性を生み出すか)▽奥村泰之独立行政法人国立精神・神経医療研究センター外来研究員(検定力分析と標準化効果量を超えて―正確度分析と非標準化効果量)が、最先端の研究成果を発表。質疑応答では、来場の100人の参加者と活発な議論がなされた。

Stop Campus Harassment

ハラスメントのないキャンパスへ

「ハラスメント」は「嫌がらせ」?

「セクハラ」の「ハラ」という部分が「ハラスメント」の略だということを知っていても、この言葉を他者の文脈で見たことがないという方は、現代の英語ではしばしば「嫌がらせ」と訳されることが多い。harassmentは「嫌がらせ」と訳されることが多いのですが、これではどうもニュアンスが軽い。広辞苑では「嫌がらせ」が「相手のいやがることを、わざわざ言ったりしたりすること」と定義されています。しかし、この定義だけでは「嫌がらせ」と訳しきれないような、いやがらせの意図をもつてする幼稚な真似、といった趣です。

あなたは悪意や悪気が全くなく、あなた自身の言動が誰かの心身に「嫌がらせ」といって、あるいは「ハラスメント」に当たります。他人は小さな溝があっても、前者は必ずしも悪意がなく、後者は必ずしも悪意がなくても、こちらをしっかりと心にかけていきます。お互いに心にかけていきましょう。

キャンパスハラスメント 対策室員・桃尾美佳